根室市教育委員会規則第５号

根室市文化賞条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和２年　４月２７日

根室市教育委員会
教育長　寺　脇　文　康

令和２年４月２７日
根室市教育委員会規則第５号

根室市文化賞条例施行規則の一部を改正する規則

根室市文化賞条例施行規則（昭和５２年教育委員会規則第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「８月１５日」の次に「（日曜日又は土曜日に当たるときは、直近の月曜日）」を加える。

附　則

この規則は、公布の日から施行する。